

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 6 月 11 日現在

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2006～2008

課題番号：18330012

研究課題名（和文） 犯罪被害者の刑事手続への参加

研究課題名（英文） Victim Participation in the Criminal Procedure

研究代表者

井上 正仁（INOUE MASAHITO）

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：30009831

研究成果の概要：犯罪被害者の刑事手続への参加という問題につき、 刑罰及び刑事手続の目的との関係での犯罪被害者の位置づけ、 被害者参加と訴訟構造との関わり、 被害者参加と被疑者・被告人の権利保障との関係、 被害者参加が刑事手続にもたらす影響、 という観点から、比較法研究を踏まえた検討を行った。そして、そこで得られた知見を基に、わが国で2008年12月から施行された被害者参加制度につき、その立法経緯と制度内容の分析を行い、その性格と今後の検討課題を明らかにした。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	5,800,000	1,740,000	7,540,000
2007年度	6,500,000	1,950,000	8,450,000
2008年度	2,200,000	660,000	2,860,000
年度			
年度			
総計	14,500,000	4,350,000	18,850,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：犯罪被害者、被害者参加、意見陳述、損害賠償命令

1. 研究開始当初の背景

刑事手続における犯罪被害者の法的地位に関しては、1990年代後半から、被害者問題に対する社会的関心の急速な高まりに対応して、立法及び運用の両面において進展が見られた。とりわけ立法レベルでは、2000年に、刑事訴訟法の改正及び犯罪被害者保護法の成立により、犯罪被害者に刑事手続上の特別の地位が認められ、また、2004年には、犯罪被害者等基本法が制定されて、国が犯罪被害者問題に対して積極的に取り組む義務が明確にされることになった。これを受けて、

2005年に、内閣府に「犯罪被害者等施策推進会議」及び「犯罪被害者等基本計画検討会」が置かれ、審議の末、2005年8月には、今後の基本方針を定めた犯罪被害者等基本計画案（骨子）が公表されるに至った。

しかし、その一方で、犯罪被害者の支援団体を中心に、現在の法制度は、被害者の保護・支援という観点からはなお不十分であるとして、さらなる改善を求める声も継続的に上がっていたのであり、その中心的な主張の一つが、被害者の刑事手続への参加の機会を拡大する制度の導入であった。

そして、諸外国には、既に被害者の刑事手続への参加を認める制度が存在し、これまでも、これらの参加制度について研究がなされてこなかったわけではないが、それらの研究では、諸外国の制度を紹介したうえで、それを導入しようとする場合に検討すべき問題点が指摘されているにとどまり、厳密な理論的検討はなされていない状況であった。

2. 研究の目的

(1) ドイツ、フランスを中心とする大陸法諸国、及び、アメリカ、イギリスを中心とする英米法諸国における被害者の手続参加の歴史的経緯を検討し、それが、それぞれの諸国における刑事手続の構造の形成とどのような関係を有していたのかを明らかにする。

(2) 被害者が検察官と同等の地位で、あるいは、その補助者として公判に参加するというかたちでの被害者の手続参加を認めた場合に、既存の刑事訴訟法の基本原則や、そのもとでの被疑者・被告人の権利保障に対し、具体的にどのような影響が及び、いかなる不都合が生じるのかを、実際に公訴参加制度を有しているドイツ、フランスを対象として、文献調査及び現地へ赴いての聞き取り調査を行うことにより明らかにする。

(3) 公訴参加という制度を有していないアメリカやイギリスにおいては、なぜそのような制度が導入されていないのかを、現地調査によって明らかにし、公訴参加にまでは至らない刑事手続への参加制度の有効性を検証する。

(4) 以上の調査・研究の結果をふまえ、犯罪被害者の刑事手続への参加として、いかなる形態が望ましいかにつき検討を行い、立法提言を行う。

3. 研究の方法

(1) 犯罪被害者の刑事手続への参加に関わるわが国の既存の議論を整理することを目的として、文献や各種の報告書の検討に加えて、裁判所、法務省、弁護士会、被害者支援団体等へのインタビューを行った。

(2) 諸外国における犯罪被害者の刑事手続への参加につき、いかなる形態での参加が認められており、その歴史的経緯はどうであったのか、それは、刑事手続の構造とどのような関係にあるのか、被害者の刑事手続への参加は、刑事手続にどのような影響を及ぼし、いかなる問題を生じさせているのか、という点を中心に、文献調査を行うとともに、アメリカについては現地調査を行った。

(3) 2007年6月に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」によって新たに導入されることになった被害者参加制度と損害賠償命令の内容を明らかにするため、その立

法過程での議論を、法制審議会の議事録、国会の会議録を手がかりに検討するとともに、文献調査及び立法関係者へのインタビューを行った。

4. 研究成果

(1) 本研究の当初の目的は、犯罪被害者の刑事手続への参加という問題を、刑罰及び刑事手続の目的との関係での犯罪被害者の位置づけ、被害者参加と訴訟構造との関わり、被害者参加と被疑者・被告人の権利保障との関係、被害者参加が刑事手続にもたらす影響、という観点から、諸外国の制度についての研究も踏まえて検討し、あるべき被害者参加のかたちを明らかにすることにあった。

上記の各項目については、比較法研究から、以下の点が明らかになった。

については、国家刑罰権との関係で、被害者の参加をどのように説明するのかという問題は、各国で論じられている。しかし、最も被害者に保障された権利が広い参加形態である公訴参加制度を採用しているドイツにおいても、刑事手続の目的の一つとして被害者個人の利益の実現ということが正面から認められているわけではなく、公訴参加制度は、理論的には説明が難しい歴史的産物という側面がある。

については、当事者主義は、被告人・弁護人と検察官という両当事者による攻防防御を通じて事実を解明していくという訴訟構造であるので、被害者をそれと同等の手続の当事者ないしその一部の権限を持った者として関与させるのは、現在の手続の基本構造を変えることになるのに対して、職権主義の訴訟構造のもとでは、裁判所が事実解明の主体であり、被告人・弁護人も検察官も、いわばそのための補助をする立場にすぎないから、そこに、もう一人、被害者を加えたとしても、手続の基本構造に何ら影響を及ぼすものではない。その意味では、職権主義構造のほうが被害者の手続参加を認めやすいことは確かであり、現に、アメリカで犯罪事実の認定段階に被害者の関与が認められていないのは、二当事者による対審構造がその根拠であるとされている。ただし、イタリアのように当事者主義構造をとりつつ、被害者参加を認めているところもあり、訴訟構造は、被害者参加の形態を決める絶対的な要因ではない。

については、公訴参加を認めているドイツ、フランスにおいては、それによって、被告人の権利保障が弱まるとは考えられていない。ただし、それを無罪の推定との関係で問題とする見解はあり、アメリカでは、犯罪事実の認定段階に被害者の参加が認められていないことの根拠として、それが無罪推定の原則に反するという点を挙げる見解もあ

る。

については、これも公訴参加を認めているドイツやフランスで、被害者が参加することにより、訴訟が混乱するといった事態は生じていないようである。また、それによって量刑が不当に重くなるといった結果が生じているという報告は見当たらない。

(2) 以上の比較法研究を踏まえて、2007年6月に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」によって新たに導入されることになった被害者参加制度と損害賠償命令につき、その立法過程での議論を検討し、被害者参加制度については、次の点が明らかとなった。

被害者参加制度の根拠は、「事件の当事者」としての被害者の尊厳を尊重し、その尊厳にふさわしい処遇を行うという犯罪被害者基本法3条1項に求められる。

改正法は、一定の犯罪の被害者に、被害者参加人として一定の権限を行使することを認めたが、この被害者参加人というのは、訴訟手続上の地位であるという理解と、法律が認めている複数の権限を持ち、それを行使する可能性のある被害者に与えられた呼称にすぎないという理解があり、その位置付けは、必ずしも明確ではない。

被害者参加人に認められる個別の権限は、公判期日等への出席、証人尋問、被告人質問、事実又は法律の適用に関する意見の陳述の4つであるが、いずれについても、それが認められるか否かは、最終的には裁判所の判断に委ねられている。このことは、被害者参加自体についても当てはまる。

被害者参加制度は、被害者参加人と検察官とが全く独立にそれぞれの活動を行うというものではなく、両者が密接なコミュニケーションを保つことを前提としている。そこから、被害者参加人は、検察官に対し、当該被告事件についての検察官の権限の行使に関し、意見を述べることができ、検察官は、当該権限を行使し又は行使しないこととしたときは、必要に応じて、被害者参加人に対し、その理由を説明しなければならないとする規定が置かれている。

改正法は、立証責任を負うのは、あくまで検察官であるという前提に立ち、被害者参加人が犯罪事実の立証を直接に行うことを認めていない。被害者参加人には証拠調請求権はなく、証人尋問についてもその対象は一般情状に関する事項に限られている。また、被告人質問は、それが意見陳述を行うために必要であることが要求されており、制度自体が、犯罪事実の解明のためのものとは位置づけられてはいない。さらに、事実と法律の適用に関する意見陳述も、あくまで意見を述べるものにすぎず、犯罪事実の立証活動ではな

い。

被害者参加人の権限が制限されたものであること、その権限は、裁判官の許可を得て行使するものであることから、被害者参加人は手続きの当事者ではなく、被害者参加制度は、既存の二当事者対立構造を維持したものである。

(3) 本研究の成果の一部は、後記のとおり、複数の図書及び論文として公刊するとともに、学会での報告も行った。これらにより、諸外国の制度と比較した場合の、わが国の被害者参加制度の特色と問題点が明らかにされた。この成果は、今後、わが国における犯罪被害者の刑事手続への参加の問題を考えるにあたっての出発点として位置付けることができる。

(4) 被害者参加制度は、2008年12月から施行されたが、本研究の研究期間内に実際に被害者参加がなされた事件は少なく、それが刑事手続に及ぼす影響について、実証的研究を行うことはできなかった。今後、本研究で明らかになったわが国の被害者参加制度の特色が、刑事手続の中でどのように現れ、それがいかなる影響を及ぼすかを検証し、問題点があれば、さらなる法改正を提言していく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

酒巻匡、犯罪被害者と刑事手続をめぐるこれまでの動きと共同研究の趣旨、刑法雑誌、47巻3号、373 - 376頁、2008年、査読有り

川出敏裕、損害回復のための刑事手続の成果の利用、刑法雑誌、47巻3号、377 - 384頁、2008年、査読有り

長沼範良、被害者の刑事手続への参加、刑法雑誌、47巻3号、385 - 392頁、2008年、査読有り

川出敏裕、犯罪被害者の刑事裁判への参加、刑事法ジャーナル、9号、14 - 21頁、2007年、査読有り

[学会発表](計2件)

川出敏裕、Victim's participation in the criminal trial in Japan、第5回日蘭法学シンポジウム、2008年9月13日、学習院大学

酒巻匡・川出敏裕・長沼範良、(共同研究)犯罪被害者と刑事手続、日本刑法学会第85回大会、2007年5月26日、名城大学

〔図書〕(計1件)

酒巻匡(共著) 有斐閣、Q & A平成 19
年犯罪被害者のための刑事手続法関連法
改正、2008年、26 - 62頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井上 正仁 (INOUE MASAHITO)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：3 0 0 0 9 8 3 1

(2) 研究分担者

佐伯 仁志 (SAEKI HITOSHI)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：1 0 1 3 4 4 3 8

酒巻 匡 (SAKAMAKI TADASHI)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：5 0 1 4 3 3 5 0

長沼 範良 (NAGANUMA NORIYOSHI)
上智大学・法学研究科・教授
研究者番号：4 0 1 6 4 4 5 4

田中 開 (TANAKA HIRAKU)
法政大学・法学部・教授
研究者番号：1 0 1 8 8 3 2 8

大澤 裕 (OHSAWA YUTAKA)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：6 0 1 9 4 1 3 0

川出 敏裕 (KAWAIDE TOSHIHIRO)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：8 0 2 1 4 5 9 2

佐藤 隆之 (SATOU TAKAYUKI)
東北大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：3 0 2 4 2 0 6 9

池田 公博 (IKEDA KIMIHIRO)
神戸大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：7 0 3 0 2 6 4 3

笹倉 宏紀 (SASAKURA HIROKI)
千葉大学・法経学部・准教授
研究者番号：0 0 3 1 3 0 5 7

井上 和治 (INOUE KAZUHARU)
東北大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：2 0 3 4 5 2 5 0

成瀬 剛 (NARUSE GOU)
東京大学・大学院法学政治学研究科・助教
研究者番号：9 0 4 6 6 7 3 0

(3) 連携研究者

なし